

## 千葉県食べきり協力店認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この制度は、食べ残し等により廃棄される食品（以下「食品ロス」という。）の削減に積極的に取り組む事業者（以下「食べきり協力店」という。）を認定し、広く紹介することで、食品ロス削減の推進に向けた意識啓発を図ることを目的とする。

### (対象事業者)

第2条 食べきり協力店認定制度の対象となる事業者は、千葉市内で営業する飲食店、宿泊施設及び食品販売店等とする。

### (認定要件)

第3条 次の各項の要件をすべて満たすものとする。

(1) 次に示す取組内容を、1項目以上実践すること。

①食べ残しを減らすための呼びかけ

例：宴会時における幹事への「30・10（さんまるいちまる）運動」の呼びかけ、  
予約時や注文時の適量注文の呼びかけ、  
ポスター等の掲示による食べ残し削減に向けた啓発活動の実施 等

②分量に配慮したメニュー等の導入

例：小盛りメニュー・ハーフサイズメニューの提供、ご飯の量の調整 等

③持ち帰り希望者への対応

例：消費期限等を説明した上での持ち帰りパック提供、  
持ち帰りタッパー持参者への対応、持ち帰り可能な案内 等

④販売方法の工夫

例：消費期限と賞味期限の正しい理解の周知、販売期限が迫った商品の割引販売、  
季節商品（クリスマスケーキ、恵方巻等）の予約販売、ばら売り、量り売り、  
フードシェアリングアプリケーションソフト等の活用 等

⑤上記以外の食品ロス削減のための工夫

例：規格外食品の有効活用、フードバンクへの食品の提供 等

(2) 食品ロス削減に向けた市の啓発活動に協力すること。

(3) 千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと及びその他反社会勢力等の関係者に該当しないこと。

(4) 食品衛生法施行令第35条に指定される営業の許可を受けていること。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業等を営む事業者でないこと。

(6) 法令違反、その他認定するにふさわしくない事実が存しないこと。

### (取組内容)

第4条 食べきり協力店は、次の項目に取り組むこととする。

- (1) 前条第1項で選択した取組内容を積極的に実践し、食品ロスの削減に努める。
- (2) 市から交付されたステッカー及び認定品（以下「ステッカー等」という。）を掲示し、食べきりと呼びかける。
- (3) 市が実施する食べきり協力店の取組に関する調査に協力する。

（持ち帰りへの対応）

第5条 第3条第1項第3号に定める持ち帰りへの対応を実施する食べきり協力店は、次の各項に従い、実施すること。

- (1) 持ち帰りの提供は、持ち帰り希望者からの申し出があった場合に行うこと。
- (2) 持ち帰りの提供は、持ち帰り希望者に衛生上の注意事項等を十分に説明し、持ち帰った料理を食したことにより、食中毒等の食品事故が発生した場合、持ち帰り希望者による自己責任となる旨を、持ち帰り希望者との合意の上に行うこと。
- (3) 食べきり協力店は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令によって定められた衛生管理を遵守すること。
- (4) 加熱調理済みの持ち帰りに適した食品を提供し、生鮮食品(生鮮魚介・生鮮野菜・生鮮果物)などは、持ち帰り希望者からの要望があっても提供しないこと。
- (5) その他持ち帰りの取り扱いについて、注意書きを添えるなど、食中毒等の予防をするための工夫をすること。

2 市は、食べ残しの持ち帰りについて、食中毒やその他体調に異変が起きた場合等の一切の責任を負わないものとする。

（申請）

第6条 食べきり協力店の認定を受けようとする事業者は、食べきり協力店認定申請書（様式第1号以下「申請書」という。）を市へ提出すること。

（登録）

第7条 市は、前条の申請があったときは、その内容を確認し、認定要件を満たしていると認めるときは、食べきり協力店として認定するとともに、認定ステッカー等を交付する。

（市民への情報発信）

第8条 市は、食べきり協力店の取組内容について、市ウェブサイト等へ掲載し、市民への周知を行う。

2 食べきり協力店は、申請した時点で市ウェブサイト等へ店舗情報の掲載に同意したものである。

（認定内容の変更）

第9条 食べきり協力店は、認定を受けた事項に変更が生じたときは、速やかに食べきり協力店認定内容変更届（様式第2号）を市へ提出しなければならない。

（認定の辞退）

第10条 食べきり協力店は、取組内容が認定要件に合わなくなった場合や、店舗を廃止する等の理由で取組を中止する場合は、食べきり協力店辞退届（様式第3号）を市へ提出しなければならない。

2 市は、食べきり協力店から辞退の届出があった場合は、食べきり協力店の掲載情報から店舗情報を削除する。

（認定の取消）

第11条 市は、食べきり協力店が認定要件を満たさなくなった場合や、信用を失墜する行為を行うなど食べきり協力店として適当でないと判断した場合は、当該認定を取り消すことができる。

（掲示物の撤去）

第12条 食べきり協力店は、登録を辞退又は取消されたときは、ステッカー等の掲示物を撤去しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この制度は令和6年11月1日から施行する。



**【注意事項】**

- ※ 食べきり協力店の認定内容については、担当者氏名等一部の情報を除き、本市ホームページへの掲載等により公表させていただきます。
- ※ 食べきり協力店には、後日配布するステッカーの掲示をお願いします。
- ※ 代表者、役員等が暴力団員である、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合は登録を受けることができません。なお、事実確認のため警察等関係機関へ照会を行う場合があります。

※ この欄は記入しないでください。

登録ID	
------	--



